

納期限

今月の納期限は12月25日(水)です
 ◇固定資産税(3期)
 ◇国民健康保険税(6期)
 ◇後期高齢者医療保険料(6期)
 ◇介護保険料(12月分)

くらしの相談

- ◇心配ごと相談
時 毎週水曜日
 13:00~16:00
場 福祉センター3階
問 御坊市社会福祉協議会
 ☎0738-22-5490
 FAX0738-22-9991
- ◇人権相談
時 毎週月曜日~金曜日
 8:30~17:15
場 和歌山地方法務局御坊支局
問 全国共通人権相談ダイヤル
 ☎0570-003-110
 ※毎週火曜日9時から16時は、
 人権擁護委員が常駐しています。
- ◇御坊・日高常設法律相談所
時 毎週木曜日
 13:30~16:00
場 財部会館
問 和歌山弁護士会
 ☎073-422-5005
 ※事前予約が必要です。
 ※30分で5,000円程度の相談
 料が必要です。
- ◇行政相談
時 12月11日(水)
 13:00~15:00
場 福祉センター3階
問 防災対策課
 ☎0738-23-5528
 FAX0738-52-7036
- 行政相談委員
 おおかわ ひでき
 大川 秀樹 氏
 ☎0738-23-3908
 てらさき すずこ
 寺崎 鈴子 氏
 ☎0738-22-2152

後期高齢者医療制度に 加入の皆様へ

ジェネリック医薬品の ご使用をご検討ください

ジェネリック医薬品を使用した場合、1か月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある方へ、11月下旬から12月上旬頃にジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付しています。

患者負担の軽減や医療保険財政の改善のため、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

※ジェネリック医薬品への切り替えを強制するものではありません。

※お薬によつては、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、切り替えを希望される方は、かかりつけの医師または薬剤師にご相談ください。

年金生活者支援給付金 請求手続きについて

さい。県後期高齢者医療広域連合
 ☎073・428・6688
 FAX073・428・6677

年金相談会のお知らせ

年金記録の確認、年金の請求、年金見込み額の試算など、国民年金・厚生年金についてのご相談・手続きをお受けします。ぜひ、ご利用ください。

時 1月16日(木)
 10時~11時30分
 13時~15時

場 市役所1階会議室101・102
 田辺年金事務所お客様相談室
 ☎0739・24・0432

※電話予約が必要です。

(相談日の1か月前から予約を受付しています)

問 国保年金課

☎0738・23・5530
 FAX0738・24・2890

年金生活者支援給付金 請求手続きについて

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには、請求書の提出が必要です。

新たに年金生活者支援給付金の対象となる方には、日本年金機構から9月頃に請求可能な旨のお知らせが送付されています。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に氏名等を記入し、日本年金機構へ提出してください。令和7年1月6日(必着)までに請求された場合、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

既に年金生活者支援給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合、

原則手続きは不要です。

対 支給要件

① 高齢基礎年金を受給している方で、次の(1)~(3)の要件をすべて満たしている方
 (1) 65歳以上
 (2) 世帯全員の市民税が非課税
 (3) 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下

② 障害基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万円以下の方

③ 遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万円以下の方

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

問 給付金専用ダイヤル(ナビダイヤル)
 ☎0570・05・4092

☎050から始まる番号の方は
 ☎03・5539・2216
 へお電話ください。

問 国保年金課

☎0738・23・5530
 FAX0738・24・2890

国民年金保険料の 免除制度があります!

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部(4分の3・半額・4分の1)の保険料が免除になる制度があります。

退職(失業)の場合

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者及び世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職(失業)時の免除申請は、退職(失業)された方の所得がゼロとして審査されます。

手続きに必要なもの

① 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
 ② 退職された方の雇用保険受給資格者証の写し、雇用保険被保険者離職票の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

問 国保年金課

☎0738・23・5530
 FAX0738・24・2890